瀬戸市選挙管理委員会告示第12号

瀬戸市公職選挙管理規程(昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11 号)の一部を次のように改正する。

平成 2 3 年 1 月 2 0 日

瀬戸市選挙管理委員会 委員長 加藤唐三郎

次の表の改正前の欄に掲げる規程を同表の改正後の欄に掲げる規程に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(掲載文の記載)	(掲載文の記載)
第34条の3 <省略>	第34条の3 <省略>
2 掲載文は、通常使用する漢字(原則として常	2 掲載文は、通常使用する漢字(原則として <u>常</u>
用漢字表(平成22年内閣告示第2号)による	<u>用漢字表(昭和56年内閣告示第1号)</u> による
漢字)、かたかな、ひらがな、ふりがな、アラ	漢字)、かたかな、ひらがな、ふりがな、アラ
ビア数字、アルファベットの文字、記号、符号	ビア数字、アルファベットの文字、記号、符号
及び図画、図表の類を用いて記載するものとす	及び図画、図表の類を用いて記載するものとす
<b>వ</b> 。	<b>ప</b> .
3から6まで <省略>	3から6まで <省略>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。